

# 平成 30 年度 事業計画

本年度は、社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度創設 50 周年にあたる大きな節目となる年度です。社労士制度の創設期から今日に至る半世紀の間、制度の発展と社労士の地位向上のために尽力された先人をはじめ、関係各方面の方々に思いを馳せ、感謝の念を新たにするとともにこれまでの社労士制度の歴史と沿革を振り返り、その意義と社労士が果たしてきた役割を改めて認識するとともに将来を展望し、さらなる制度の発展と社労士の地位向上を実現していくための活動を強力に推進していかなければなりません。

社労士は、社会保険労務士法第 1 条に掲げる「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発展と労働者等の福祉の向上に資する」とともに常に品位を保持し、公正な立場で、誠実にその業務を行うことにより、企業等の事業活動と国民の生活に深くかかわり、労務管理及び労働社会保険に関する唯一の国家資格者としてその地位を確固たるものにしてきたところです。

これからも社労士の役割及び使命について会員全員が共有し事業を展開してゆきたいと考えます。大きくは、「3つの柱」をもとにそれぞれの事業を推進していきます。

## I. 資質向上に関する事業

国民の信頼にこたえるため、社労士としての品位を保持するとともに専門家として必要かつ高度な業務遂行能力を取得するため、以下の事業を行います。

### (1) 県会主催等の研修

- ①労働社会保険諸法令及び労務管理の研修
- ②法改正に対応すべく専門的能力の向上に関する研修
- ③新規入会者等への研修
- ④支部研修への支援
- ⑤北海道・東北地域協議会研修への参加及び e ラーニングによる専門講座への受講勸奨
- ⑥会員主体の自主研究会活動の支援

### (2) 職業倫理及び品位保持に関する活動

- ①倫理研修（必須）
- ②未受講者への対策強化

## II. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のため以下の事業を行います。

- (1) 社労士制度創設 50 周年に関する事業
- (2) 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（労働局委託）
- (3) 医療労務管理支援事業（労働局委託）

- ・医療労務コンサルタントの活用
- (4) 医療機関等に対する相談支援事業（福島県医師会委託）
  - ・医療労務コンサルタントの活用
- (5) 労働紛争解決センター福島の運営等に関する事業
- (6) 経営労務監査事業
  - ①労働条件審査・診断業務について、一般会員への研修を実施し、会員が日常の労務管理業務の一環として関与先等、一般企業への普及を促進させることで、「事業の健全な発展と労働者の福祉向上に資する」社労士の付加価値の高い業務に成長させ、業務拡充に繋がっていきます。
  - ②福島県社会保険労務士政治連盟（以下「県政連」という。）と連携を図りながら県内等の指定管理者選定委員会委員登用への働きかけを行います。
  - ③法改正等に伴う労働条件審査・診断ツールおよび判定基準の整備を行います。
- (7) 電子申請の利用促進事業
- (8) 関係機関・団体との連携の強化及び交流に関する事業
  - ・各関係事業団体等と対談等を通じ社労士の活用を高めていきます。
  - ・各関係事業団体との社労士会の地位向上及び社労士のさらなる活用等のための協定等の締結を進めます。
  - ・新聞等マスコミの積極的な活用（プレスリリース等）を図ります。
- (9) 日本年金機構からの委託による年金事務所における年金相談窓口等の運営業務
- (10) 広報の充実をさらに図る
  - ・国民、事業主の皆さまに社労士活用の有用性の理解促進と社労士の認知度のさらなる向上を図るために、また「人を大切にする企業づくり」の実現のために、新聞等のマスメディアを積極的に活用し、さらにホームページの一般向き（非会員）サイトの充実によりアクセス数を増加させる等、多様な方法で広報活動を行います。また、今年度は、社労士制度創設50周年の講演、12月2日の「社労士の日」等、社労士会の事業・イベントに関して、新聞社等を通じて、広く広報活動を展開します。
  - また、ホームページの活用により、社労士の業務内容、県会及び支部の事業、委託事業等をお知らせすることで、国民、事業主に対し社労士制度の広報を図ります。また、連合会からの情報も含めて内容を充実させ、ホームページのアクセス数を増やしていきます。会報については、従来通り年2回の発行を予定しており、併せて引き続き県内13市長、市議会議長、福島県内選出国會議員へも送付します。

### Ⅲ. 社会貢献に関する事業

国家資格者としての社労士が社会に貢献することにより、さらなる地位の向上、信頼につなげるための事業を行います。

#### 1. 東日本大震災及び原発事故復興支援事業

平成23年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から7年が経過しました。引き続き復興支援を続けていくことが、被災県である福島県社労士会の使命と考

えます。全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という)からの支援を受け以下の事業を行います。

- (1) 復興講演会等の実施
- (2) 復興支援のための福島県社労士会総合相談所における相談会の実施(第1,2,3水曜日)
- (3) 復興支援のためのいわき市役所における相談会の実施(月1回)

社労士会と独自の復興事業として、次の事業を行います。

- (1) 公益社団法人福島相双復興推進機構から協力要請の復興支援事業の実施
- (2) 福島県内自治体等との災害時における「労働・年金相談に関する災害協」の締結
- (3) 法テラス二本松法及び法テラスふたばへの会員への協力派遣
- (4) 消費者庁が行う相馬市での相談員派遣

## 2. 社労士として社会貢献を果たすための事業

### (1) 福島県社労士会総合相談所の事業

年金・労働の専門家として、社労士業務を通して国民及び事業主のニーズに応え、社会に対する貢献と制度発展のために寄与する年金・労働・医療総合相談所の広報・宣伝を強化し、利用促進に努めます。また、複雑かつ高度な専門的相談に対応するため新規相談員の養成も含め、相談員研修を実施するとともに、社労士会労働紛争解決センターとの連携・支援体制を構築します。

- ①月1回(第4水曜日)の相談所開設
- ②相談所の周知のため、チラシ・ポスター、新聞広告等の広報の強化並びに関係行政、関係団体、自治体等への働きかけ
- ③新規相談員養成のため、相談事例等の研修実施
- ④相談員(一般会員も含む)に対しての年金、労働、医療労務に関する専門的研修
- ⑤定年退職者、再雇用予定者及び事業所の事務担当者を対象に街角の年金相談センターと協力し退職セミナーの実施

### (2) 支援等セミナーに関する事業

- ①ワークルールセミナー(高校生・大学等への労働法、社会保障等のセミナー)
  - ・これから社会に出て働く高校生が安心して働けるよう、年金、健康保険、労働保険等の社会保障制度と社会人としての心構え及び労働基準法など働くときのルールや制度について、高校生支援セミナーを継続して実施します。年金事務所或いは新聞社とのコラボによる共同開催等工夫を加え、広くその有用性を高めていきます。

大学生等へのセミナーの実施については、昨年初めて福島大学の労働法ゼミの学生にセミナーを実施しましたが、引き続き機会を捉えて訪問等によりセミナーの趣旨等の説明を行い、今年度は1校でも実施できるように進めます。

### ②発達支援等セミナー

- ・福島県保健福祉部こども未来局児童福祉課を窓口に関内の支援学校等に対し、障害年金をはじめとしたセミナーを開催し、社労士としての有用性を高め、社会貢献の一つの事業として進めます。

### (3) 成年後見制度の推進に関する事業

- ・平成29年度に法人化となった社労士成年後見センター福島に対し、昨年度に交わした「覚書」に基づきさらに運営が軌道に乗るよう必要な支援を行います。

(4) がん治療者等に係る就労支援セミナー

- ・福島県立医科大学付属病院におけるがん治療者等に係る就労支援事業への社労士相談員の派遣など、社労士業務を通して積極的に社会貢献に努め、もって社労士に対する社会的信頼の一層の向上を図ります。さらに県内のがん就労支援の拠点病院に対しても同様な派遣ができるよう協議等を重ねていきます。

3. 街角の年金相談センター福島の運営に関する事業

**IV. その他の事業**

1. 組織の強化
2. 連合会、北海道・東北地域協議会等との連携、協力
3. 社会保険労務士試験、特別研修、紛争解決手続き代理業務試験への協力
4. 関係士業、団体との情報交換、協力